



行政の 焦点

平成17年（2005年）、石綿（アスベスト）の健康被害が突然大きく報道されました。最近になつて状況はだいぶ落ち着いてきたものの、石綿関連疾患は潜伏期間が長いことから、現在も依然として多く発生しています。

石綿関連疾患とは、石綿による肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚であり、特に中皮腫は、そのほとんどが石綿を吸ったことにより発症すると言われていま

す。また、石綿を扱う労働者だけでなく、労働者の家族や石綿関連工場周辺の住民にも発生し、石綿の曝露量が多いほど、またその期間が長いほど発

石綿疾患に係る最近の労災補償状況等

れる可能性があります。石綿関連疾患による全国

の労災保険請求件数は、大きく報道された平成17年度に1826件、翌18年度は1784件と、それまでの10倍程に増加しました。しかし、現在は1100件台で推移しています。

石綿救済法に基づく特別遺族給付金の請求件数についても、制度が始まったばかりの平成17年度や18年度こそ全国で700件以上を数えましたが、今では100件台となっています。

症の危険性が高くなりま

す。

認定されたのは異例です。また、平成24年7月には、手術等で使用する手袋の癒着防止用に石綿が含まれるタルクを使用したため中皮腫を発症した元准看護師が、山口署で

石綿を取り扱っていないにもかかわらず石綿が原因の疾病を発症した場合

には、石綿健康被害救済制度による給付を受けら

ないものの、かつては色々業種の内訳を見ますと、建築や製造業に発症例は多いもの、かつては色々

労災認定されました。労災請求事案ではありませんが、昨年末に名古屋市の地下鉄六番町駅構内の吸音材撤去工事で、大気汚染防止法に定める

排出基準の71倍もの石綿飛散があったと報道されました。石綿の中でも特に毒性が強いクロシドライト（青石綿）が空気1リットル中710本検出されたというものです。現在、石綿は代替品の技術が確立し、完全に製造禁止となったものの、建築物等で引き続き使用されている場合もあり、解体時や石綿の除去作業中に飛散して曝露する危険性は依然残っています。

それでは、このような石綿疾患発症の高止まりした状況がいつまで続くのでしょうか。一説によると、我が国における石綿輸入量のピークが1970年であり、石綿関連疾患の潜伏期を25〜50年とすれば、疫学的に2020年頃まで高水準で発症が続くのではないかと予想されています。